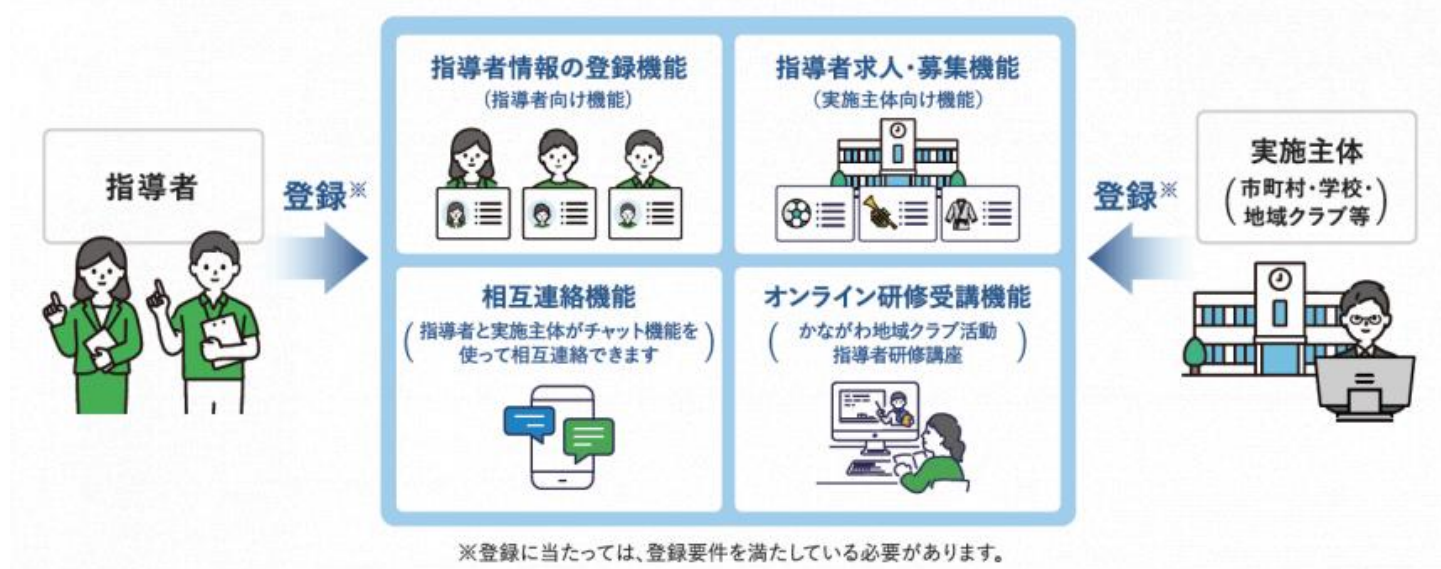


かながわ地域クラブ活動指導者データベースをリニューアルしました！

利便性、機能性の向上を目的に「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」をリニューアルし、様々な機能が追加された新システムへ移行しました！

かながわ地域クラブ活動指導者データベースの仕組み



リニューアル後のデータベースは[こちら](#)（別ウィンドウで開きます）

チラシは[こちら](#)（PDF：6,490KB）

オンライン事前説明会を開催します！

本説明会は終了しました。

アーカイブ動画は[こちら](#)（別ウィンドウで開きます）

資料は[こちら](#)（PDF：3,718KB）（別ウィンドウで開きます）

リニューアル後の機能や利用条件についてのオンライン事前説明会を開催します。

[かながわ地域クラブ活動指導者データベースリニューアルに伴う事前説明会（別ウィンドウで開きます）](#)

現行データベース登録者の皆様へ

引き続きデータベースの利用を希望する場合は、移行手続きをお願いします。

手続き締切日：令和8年2月27日（金曜日）

[かながわ地域クラブ活動指導者データベースリニューアルに伴う移行手続きのご案内（現行登録者向けページ）](#)（別ウィンドウで開きます）

1 概要

令和6年1月に開始した「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」について、利便性・機能性の向上を目的に令和7年11月よりリニューアルしました。

2 新データベースでできること

指導者情報が充実します

- これまで掲載していた指導可能な種目・分野や指導・活動歴等に加え、指導可能な日時や年代など、より充実した情報を掲載できるようになります。
- 登録した指導者自らがシステム内で随時情報を更新できるようになります。
- 指導者をお探しの方は、システム内で種目・分野名や指導を希望する市町村名等を選択することで、希望に合った指導者を探しやすくなります。

実施主体が求人・募集ができるようになります

- 新たに実施主体（市町村・学校・地域クラブ等）が、システムに登録できるようになります。
- 登録した実施主体はデータベースを使って、指導者を求人・募集することができます。
- 指導者は、興味のある求人・募集に対して応募することができます。

指導者と実施主体がデータベース内で相互に連絡できます

指導者が実施主体が行う求人・募集に応募したり、実施主体が指導者にスカウト連絡をすることで、チャット機能を使って相互に連絡できます。

「かながわ地域クラブ活動指導者研修講座」をオンラインで受講できるようになります

これまで対面形式で実施していた[「かながわ地域クラブ活動指導者研修講座」](#)（別ウィンドウで開きます）を、本データベース内でオンラインで気軽に受講できるようになります。

3 指導者の登録要件が変わります

新データベースへの登録に当たっては、次の登録要件を満たしていただく必要があります。

神奈川県内で地域クラブ活動の指導を希望する方で、かながわ地域クラブ活動指導者研修講座の受講を修了した方

ただし、次の資格をお持ちの方は、研修講座の受講を免除いたします。

- 教員免許状を取得している方
- 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格（スポーツドクター、スポーツデンティストを除く）又は日本バスケットボール協会及び日本サッカー協会の公認C級コーチ以上の資格をお持ちの方
- その他県が認める研修を受講した方

4 実施主体の登録要件を新たに設定します

新たに登録可能となる実施主体の登録要件は次のとおりです。

- 神奈川県内の市町村
- 神奈川県内で地域クラブ活動を実施しようとする学校、地域クラブ等の団体又は個人
（個人又は団体の代表者が18歳以上であること）

5 データベース登録に当たっての注意事項

- 登録申請受付は、システムリニューアルに併せて、データベース上で開始します。
- 登録に当たっては、過去の指導において体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の事実がないこと、特定性犯罪歴、その他地域クラブ指導者として不適格な事項がないこと等を誓約していただきます。
- このデータベースへの登録が必ずしも指導の依頼に結び付くものではありません。また、依頼があった場合も必ず引き受けなければならないものではありません。

- 指導者と実施主体間における交渉又は契約等で生じた損害やデータベースの利用に起因する損害等について、県では一切の責任を負いません。
- スポーツ・文化、どちらの分野の方も利用可能です。

6 よくある質問

Q1 実施主体とはなんですか。

県内の市町村、県内で地域クラブ活動を実施しようとする学校、地域クラブ等の団体又は個人のことをいいます。

Q2 チームや団体単位で登録することはできますか。

実施主体の登録は、チームや団体単位でご登録いただくことができます。

指導者の登録は、指導者の質を確保する観点から、個人登録に限定しており、団体登録は行っておりません。

Q3 実施主体同士で連絡することはできますか。

実施主体と指導者との相互連絡はできますが、実施主体同士で連絡を取ることはできません。

Q4 チャット機能は、誰でも自由に使えるのですか。

チャット機能は、次の条件のいずれかを満たした場合に使用できます。

(1)実施主体が掲載している指導者の求人・募集に対して指導者が応募した場合。

(2)実施主体が指導者に向けて送信したスカウトメールに対して、指導者が「興味あり」と回答した場合。

Q5 利用料はかかりますか。

無料でご利用いただけます。

Q6 なぜ、かながわ地域クラブ活動指導者研修講座を受講しないと登録できないのですか。

指導者の質の確保の観点から、データベースの登録に当たり、受講をお願いしております。

Q7 データベースは、中学生の指導だけを対象としているのですか。

中学生を対象とした活動に限らず、小学生向けや高齢者向けなど、地域クラブ活動を実施する際に広くご利用いただけます。

Q8 文化系の指導者も利用できますか。

スポーツ・文化どちらの分野の方でもご利用いただけます。

関連リンク

- [公立中学校における部活動の地域移行](#)
- [かながわ地域クラブ活動指導者データベース](#)
- [かながわ地域クラブ活動指導者研修講座](#)
- [公立中学校における部活動の地域クラブ活動への移行（保健体育課）](#)

このページに関するお問い合わせ先

[文化スポーツ観光局 スポーツ課](#)

[文化スポーツ観光局スポーツ課へのお問い合わせフォーム](#)

企画グループ

電話：045-285-0798

このページの所管所属は[文化スポーツ観光局 スポーツ課](#)です。